

財務省告示第三百三十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十八年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年八月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一一トン
三	トン
四	八、二八四トン
五	六二六トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一二三トン	四三九トン	四、四九四トン	三三三、六二七トン	一一三、九二二トン	一九五トン	二八三、七八九トン	四五四、六四トン	一、九五八、七六三トン	三三三、七九二トン	六八七トン	一、二五トン	一、三三トン	・三三トン	トン	三三トン

二九	五 一 七 ト ン
二八	ト ン
二七	三、 三 一 二 ト ン
二六	六 三 三 ト ン
二五	ト ン
二四	一 一 ト ン
二三	一、 五 一 ト ン
三三	一 七 ト ン
一一	一 四、 四 一 二 ト ン